

# 学校感染症罹患時フローチャート

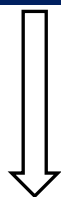
インフルエンザ・ノロウイルス等の学校感染性の症状あり（高熱、嘔吐、下痢、腹痛など）



病院受診・検査



検査陰性



受講可能(学校感染症罹患疑いで病院受診したことが分かる領収書等があれば結果判明までの期日分公欠手続き可能)



検査陽性  
保健室連絡  
092-851-5292



主治医が伝染の恐れがないと認めるまで登校禁止

(学校保健安全施行規則第19条)

[インフルエンザの場合]

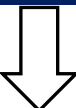
[ノロウイルス等の場合]

「伝染の恐れがない」とは、嘔吐や激しい下痢、発熱が消失し、調理室作業を除く通常の学生生活での感染の可能性が考えられない状態

主治医から登校許可が出てから登校。インフルエンザの場合、薬の投薬票・ウイルス検査結果持参のうえ、授業出席前に保健室にて「感染症罹患届」を作成。「登校可能証明書」は不要。



全科目 受講可能



教務部にて「公欠届」手続きを行う

主治医から登校許可が出てから登校。「感染症罹患届」保健室にて作成。主治医からの「登校可能証明書」持参  
※病名（ノロウイルス等）により、保健室で「学校感染症罹患届」、「検査依頼書」に記入し、2週間後の検査日時を決定する。



講義科目(座学)は受講可能

調理実習科目においては症状回復後も2週間は調理室作業を禁止(授業見学は許可)

教務部にて座学分の公欠手続きを行

学校医(平野内科)での受診検査



症状回復後2週間経過後に受診(検査)し、陰性が確認時点で調理作業も受講可能

保健室にて「学校感染症検査結果」陰性を確認。その結果と共に調理欠席分の「公欠届」手続きを行う

※学内で嘔吐発生した場合、庶務課に連絡し現場（教室・トイレ等）を封鎖し、清掃及び消毒の徹底

※サルモネラ菌感染も同対応

※溶連菌感染症の場合は2週間後の検査不要（学校医による指示）